

沖縄県北部医療組合議会の議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

令和5年9月27日条例第17号

沖縄県北部医療組合議会の議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合議会の議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第203条第4項の規定に基づき、沖縄県北部医療組合議会の議員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議会の議員及び監査委員（以下「議員等」という。）の報酬の額は別表第1のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 議員等の報酬はその職についた当月分から支給する。

2 前項の者が退職し、又は死亡したときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、退職の日において再び議員等になった場合の報酬の支給取扱いについては、引き続き在職するものとみなす。

3 報酬の支給の始期及び終期は、年額を12で除して得た額をもって月額により支給する。ただし、円未満については、切り上げるものとする。

(費用弁償)

第4条 議員等の費用弁償の額は国内旅行にあたっては別表第2により、外国旅行にあつては沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第8号）の規定の適用を受ける職員の例により算定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年6月7日から適用する。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額
議長	年額 50,000円
副議長	年額 40,000円
議員	年額 30,000円
識見監査委員	年額 48,000円
議会選出監査委員	年額 20,000円

別表第2（第4条関係）

県外				県内			
鉄道賃、船賃、 航空賃、車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料	鉄道賃、船賃、 航空賃、車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料
実費	円 2,600	円 甲 13,100 乙 11,800	円 2,600	実費	円 2,600	円 11,800	円 2,600

備考 宿泊料の欄中「甲」とは、東京都23区内及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に規定する指定都市をいい、同欄中「乙」とは、その他の地域をいう。